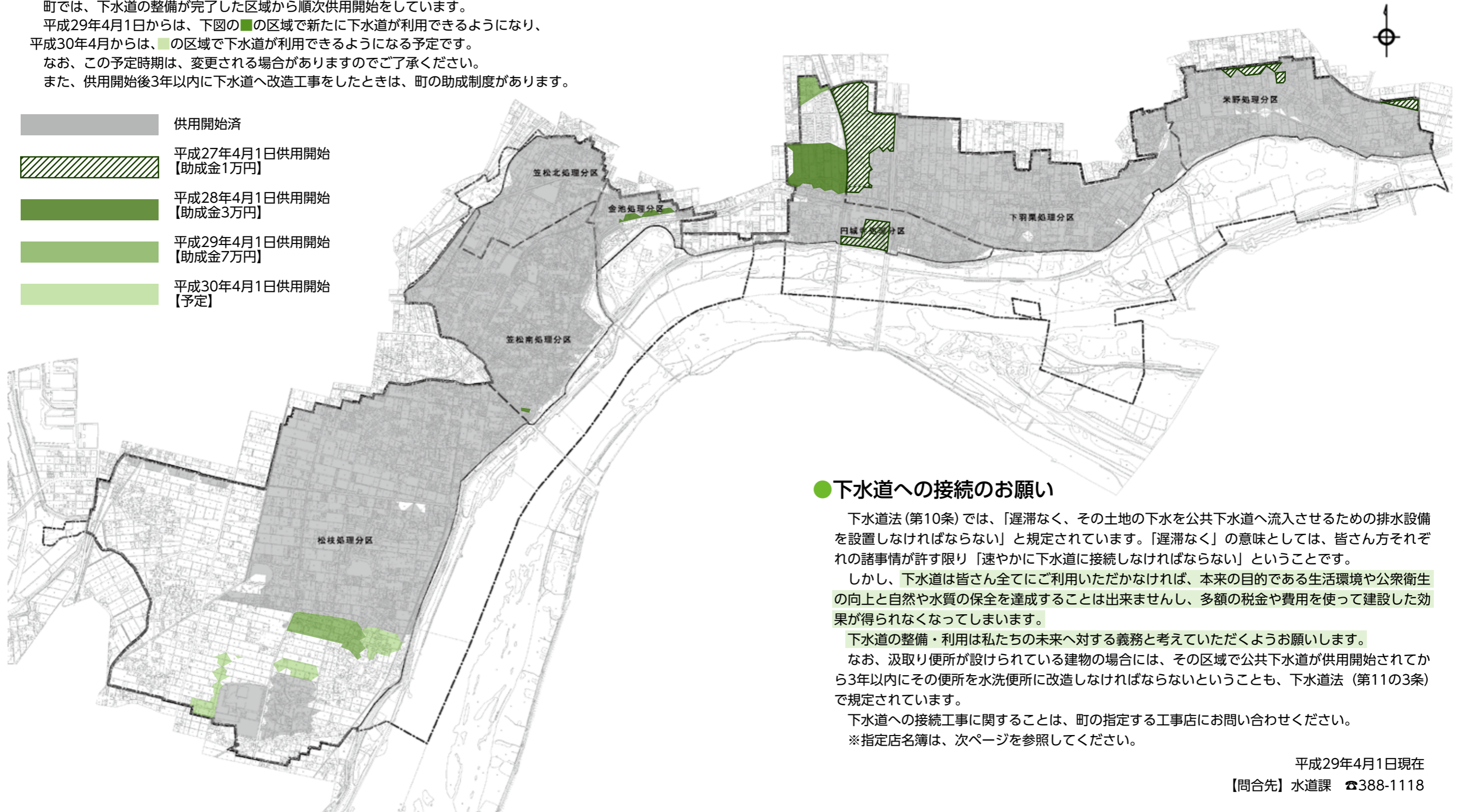


下水道供用開始のお知らせ

●供用開始区域

町では、下水道の整備が完了した区域から順次供用開始をしています。
平成29年4月1日からは、下図の■の区域で新たに下水道が利用できるようになり、
平成30年4月からは、■の区域で下水道が利用できるようになる予定です。
なお、この予定時期は、変更される場合がありますのでご了承ください。
また、供用開始後3年以内に下水道へ改造工事をしたときは、町の助成制度があります。

- 供用開始済
- 平成27年4月1日供用開始【助成金1万円】
- 平成28年4月1日供用開始【助成金3万円】
- 平成29年4月1日供用開始【助成金7万円】
- 平成30年4月1日供用開始【予定】



●下水道への接続のお願い

下水道法(第10条)では、「遅滞なく、その土地の下水を公共下水道へ流入させるための排水設備を設置しなければならない」と規定されています。「遅滞なく」の意味としては、皆さん方それぞれの諸事情が許す限り「速やかに下水道に接続しなければならない」ということです。

しかし、下水道は皆さん全てにご利用いただかなければ、本来の目的である生活環境や公衆衛生の向上と自然や水質の保全を達成することは出来ませんし、多額の税金や費用を使って建設した効果が得られなくなってしまいます。

下水道の整備・利用は私たちの未来へ対する義務と考えていただくようお願いします。

なお、汲取り便所が設けられている建物の場合には、その区域で公共下水道が供用開始されてから3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならないということも、下水道法(第11の3条)で規定されています。

下水道への接続工事に関することは、町の指定する工事店にお問い合わせください。

※指定店名簿は、次ページを参照してください。

平成29年4月1日現在
【問合先】水道課 ☎388-1118